

第4回 世田谷区本庁舎等整備に係る
区民利用施設総合運営計画策定検討委員会議事録 会議録

開催日時	令和4年12月5日(月) 18:00~21:00	場所	世田谷区役所第一庁舎 5階 庁議室
参加委員 (敬称略、 五十音順、 オンライン参加)	学識経験者	齋藤委員、曾田委員、福岡委員	
	団体	大坪委員、柴田委員、藤原委員、	
	区民・学生	片切委員、古森委員、細川委員、 松本委員、吉澤委員、和地委員	
	区職員	片桐委員、佐藤委員、清水委員	
欠席委員	松田委員		
	市民活動推進課	瀬川課長、榎本係長	
	地域振興課	佐久間課長	
	庁舎管理担当課	桐山課長、伊藤係長	
支援業務 受託者	(株) シアターワークショップ	山下、長谷川、小長谷	
議 題	(1) 今後の進め方 (2) 基本理念・基本方針・実現に向けた取り組みについて (3) 運営組織について (4) 第2回ワークショップ結果報告 (5) 第3回ワークショップ検討内容 (6) 第5回検討委員会ご案内		

1 開会

○曾田委員長：

ただいまより、第4回世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設総合運営計画策定検討委員会を開会いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。はじめに、事務局より本日の出席者の確認をお願いいたします。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

本日の出席委員の確認をさせていただきます。お手元の資料1、座席表をご覧ください。本日は柴田委員、片切委員がご都合によりオンラインにて参加されております。質疑などのやり取りにつきましては、パソコン画面上で委員に挙手をしていただき、パソコンの画面を確認している事務局が委員の代わりに手を挙げます。委員長から指名をされた後に委員からご発言をいただく形式といたします。また、松田委員は欠席となります。細川委員は遅れての出席となります。第3回に続き、第4回及び第5回検討委員会の傍聴希望

者を区のおしらせ「せたがや」11月1日号と区のホームページで募集しましたが、今回は傍聴の応募はございませんでした。なお、前回の検討委員会でご参加いただきました栗栖氏につきましては、検討委員会の議論の状況を踏まえ、第4回、第5回ともにご出席を見送らせていただきました。ご理解のほどお願い申し上げます。出席者については以上になります。今回、新型コロナウイルス感染症対策として、後方2か所の窓を開けさせていただいておりますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。冒頭の事務連絡は以上です。

○曾田委員長：

事務局から資料の確認をお願いいたします。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。資料2として、「第4回世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設総合運営計画策定検討委員会の資料」がございます。資料3として、「第2回新しい本庁舎等における区民利用施設の運営を考える区民ワークショップ」の開催結果に関する資料を3点お配りしております。1点目はワークショップで挙げられたご意見のまとめ、2点目はニュースレター、3点目が参加者からのアンケートと事務局からの回答一覧になります。この度は資料の調整に時間を要しまして、机上での配布となりました。事前に送付させていただき、ご確認いただく時間が取れず誠に申し訳ございませんでした。資料に不足等がございましたら、お声がけください。

○曾田委員長：

では、続いて議事に入ります。お手元にあります、本日の次第をご覧ください。「(1) 今後の進め方」については事務局から説明させていただきます。第4回の中心として議論していただく議題と第5回検討委員会に向けての確認について説明をお願いいたします。来年度以降の区民利用施設に関する検討に向けて予定している内容がありましたら、お示しただけだとは思いますが、「(2) 基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」では、第3回検討委員会で議論があったこと及びその後、皆さまに出していただいた意見表を踏まえ、委員長の私と齋藤副委員長、区職員の検討委員でワーキンググループを実施し、新たな基本理念の案を作成したので、そちらを確認していただきたいです。本日、新しく「(3) 運営組織について」として、区から新しい組織についての案を本日、提案していただき、皆様に改めてご意見いただきたいと思っております。最後に「(4) 第2回ワークショップ結果報告」、そして「(5) 第3回ワークショップ検討内容」をご説明いたします。では、事務局からご説明をお願いいたします。

2 議題

(1) 今後の進め方

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

前回の議事録につきましては、今日、資料をご用意させていただいてないのですが、そちら

について説明させていただいた後に(1)今後の進め方から議論に入っていただきたいと思えます。榎本からご説明させていただきます。

○事務局・榎本区民交流・文化施設準備担当係長：

スライドで、前回の振り返りと、いただいたご意見を踏まえて第4回でどのような議論をするかという点をご説明させていただきます。まず今後の検討について、前回「今後、議論していく内容の順番をもう一度整理したほうがよいのではないか」というご意見と「すぐに決めなければならないことを整理したほうがよい」というご意見をいただきましたので、第4回、第5回の議論、検討内容についてご説明させていただきます。

また、令和5年度以降の検討状況について改めて後ほどご説明させていただきます。前回、運営組織についても様々なご意見をいただきました。「区民参加の組織を誰が運営していくのか」、「区と区民とがフラットな形でかつ事業者も三つ巴の関係で議論する必要があるのではないか」、「区民主体か、行政主体か、誰が主体なのか」というご意見をいただいたので、今回は運営組織について区民参加の部分や区が検討している組織の形を複数パターンお示しし、組織の役割やメンバー、事業者のあり方について、後ほどご意見をいただきたいと思えます。

ワークショップについても、前回ワークショップのテーマをお話しさせていただいた際に「ワークショップ内でルールについて検討するのは議論内容として適当ではないのではないか」というご意見をいただきましたので、第2回ワークショップでは、ルールに関する検討から「いつでも使いやすいを考えよう」にテーマを変更し開催しました。第1回ワークショップの検討を発展させ、より詳細な、具体的な実現のためにどのような手法が考えられるかという点に関して、幅広くご意見をいただきました。第3回ワークショップでは、「新施設との関わり方を考えよう」とし、参加者が施設にどう関わっていくかを議論のテーマとして考えていきたいと思えます。以上が前回のご意見を踏まえた上での反映についてのご説明です。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

続いて、事務局から(1)今後の進め方についてご説明させていただきます。第4回検討委員会の進め方について、本日の議題の中心になりますのは、「基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」と「運営組織」の2点となります。まず、「基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」については、第3回検討委員会で「基本理念・基本方針・基本目標」という形で定めていたものになります。第3回検討委員会でご議論いただきました内容や各委員の皆様からご提出いただきましたご意見表をもとに曾田委員長、齋藤副委員長と、区職員の委員で構成したワーキンググループにて「基本理念・基本方針・基本目標」を見直し、検討しました。その後、数回にわたり委員長、副委員長と調整させていただきましたので、後ほど、改めてご説明させていただきます。

続いて運営組織につきましては、これまでの検討委員会を通じ様々な意見をいただいております。皆様のご意見を参考に、区として現時点で想定しているイメージをお示し

いたします。委員の皆様にはそのイメージをより具体化するためのご意見をお伺いしたく思います。そして、第 2 回検討委員会、区民ワークショップでご議論いただきました「活動イメージ」や、本日も議論いただきます「基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」での意見を踏まえ、区で総合運営計画の素案を策定し、第 5 回検討委員会でご提示したいと考えております。第 5 回検討委員会でのご意見を受けて、最終的に区が計画を策定し、委員の皆様には改めてご報告いたします。

続きまして、令和 5 年度以降の検討についてです。総合運営計画をベースに区民会館や区民交流スペース、区民交流室、屋上広場、屋上庭園、広場等、それぞれの特性や関係性に応じてより具体的に運営方法や運用ルール、備品やレイアウトなどについて来年度以降、引き続き検討してまいります。総合運営計画という全体の運営方針に基づき、個別にテーマを決めてワーキンググループや勉強会などという形で、引き続き検討委員の皆様のご意見を継続的に取り入れながら、令和 7 年 9 月以降の施設の開設に向け準備を進めてまいります。まだメンバーなどについては決まっていますが、来年度以降の個別的、具体的な検討として、検討委員の皆様にも引き続きご協力いただける場合には改めてご相談させていただきます。区民利用施設の開設に向けご検討のほどよろしく申し上げます。(1) 今後の進め方についての説明は以上になります。

○曾田委員長：

今回議論の必要なことと、第 5 回で議論できることがあるので、順番を決めて議論していくということでした。また、総合運営計画が来年度以降のベースになるので、まずは総合運営計画を定めることが大事という認識が示されたかと思います。そこで今日は「基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」について議論し、今日、固めることを目標にしたいと思います。その後「運営組織」については本日、時間をとって議論し、なおかつ不足があれば第 5 回でもご議論いただくということです。進め方についてご質問はありますでしょうか。では、次の議題に移ります。

(2) 基本理念・基本方針・実現に向けた取り組みについて

○曾田委員長：

(2) 基本理念・基本方針・実現に向けた取り組みについて事務局からご説明をお願いします。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

各委員の皆様におかれましては短い期間にも関わらず、基本理念等に関する意見票をご提出いただきまして誠にありがとうございました。第 3 回検討委員会でご議論いただいた内容や各委員の皆様からご提出いただいた意見票をもとに、曾田委員長、齋藤副委員長、区職員の委員で構成したワーキンググループで、改めて基本理念・基本方針等について見直し、検討させていただきました。その後、数回にわたり委員長、副委員長と調整し、本日改めてご説明させていただきます。

いただいたご意見はすべて丁寧に拝見いたしまして、すべてとはなりませんでしたが、可能な限り反映させていただきました。あるいは参考とさせていただき、よりよい計画になるよう検討させていただきました。様々な視点からたくさんの貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

続きまして、まず基本理念等の構成についてご説明させていただきます。前回お示ししました構成のほうは「基本理念・基本方針・基本目標」という形をとっていましたが、それぞれの関係性が分かりづらい、というご意見がございました。ご意見を踏まえ、「基本理念、基本方針、実現に向けた取り組み」とし、「基本目標」を「実現に向けた取り組み」に修正させていただいております。それぞれの関係性については、基本理念では、本庁舎等整備に伴い、新たに建設される区民利用施設の全体の意義や使命などを表しております。基本方針では、基本理念の実現に向けた方向性をわかりやすく表現し、最後に、実現に向けた取り組みとして、基本方針を具体化するための施策をお示ししております。こちらは相互に影響し合う関係とさせていただいております。

基本理念についてご説明いたします。これまでの議論の中では、委員の皆様から、まずは本庁舎等の基本コンセプトであります「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を踏まえることや、キーワードといたしまして「共生」や、「共生社会」、「多様性」、「ともに」、「創造性」、「持続可能性」、「区民、市民活動団体、区職員が連携して取り組む」、「地域との連携」、「汽水域」をいただきました。また、「汽水域」というキーワードに関しては、その概念をもっと丁寧に明記してほしい、といったご指摘をいただいております。皆様からのご意見を踏まえまして、基本理念につきまして前回、「輪（和）をひろげる～多くの分野、団体、区民が調和・融和して、活動の輪を拡げ、区民の豊かなくらしを支える～」としておりましたが、改めて、協働や共生、多様性、創造性、持続可能性といった要素を組み込み、「区民や市民活動団体と区が協働して、多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現する」としております。説明文の中で、本庁舎等整備基本構想の基本的方針や、令和元年度の区民交流スペースの検討会で区民交流スペースについて例えられた「汽水域」を説明しながら、基本理念がわかりやすくなるように詳しく説明させていただいております。

続きまして、p.10 ご覧ください。基本方針についてご説明させていただきます。委員の皆様から「多様性」、「人が自然に訪れる」、「文化・芸術のシビックホール」、「世田谷みどり33のフラッグシップ拠点として、みどりの多面的機能や価値を共有し、推進をしていく」、「みどりに限定せず広く環境全般に対する課題解決の意欲を示すこと」等を挙げていただきました。基本理念の実現に向けた方向性として、基本方針を3つ、「多様な人々の交流を促進する場をつくる」、「文化・芸術によって暮らしを豊かにする」、「みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる」ことをお示ししております。

1つ目「多様な人々の交流を促進する場をつくる」では、「誰もが自然に訪れる」、「交流の促進」というご意見を踏まえまして、誰でも日常的に訪れ、それぞれの施設を積極的に活用し、市民活動団体等と区が協働して取り組む場をつくってまいります。2つ目「文化・

芸術によって暮らしを豊かにする」では、「文化・芸術を楽しむシビックホール」としての観点から、利用者または受益者として、文化・芸術を楽しむとともに、文化・芸術活動を主体的に実施し、世田谷区の文化・芸術の特色を踏まえた取り組みを推進していきます。3つ目「みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる」では、「世田谷みどり 33 の拠点としてみどりの多面的機能や価値を共有し推進する」、「みどりに限定せず、広く環境全般に対する課題解決の意欲を示すことがより効果的である」というご意見をいただきました。魅力ある緑化空間づくりに取り組み、環境課題の解決に貢献するとともに SDGs で言われている、すべての持続可能性の基層である環境の保全に向けて意識を醸成していきます。

最後に、実現に向けた取り組みについてご説明させていただきます。最初にお話しいたしましたとおり、第3回検討委員会では「基本目標」としておりましたが、わかりやすくするため、名称を「実現に向けた取り組み」と修正しております。実現に向けた取り組みに関する全体に関わるご意見として、「共生=調和して相互に影響を与えあう」、「定期的に取り組みを見直しながら進める」、「区、事業者の連携による一体的な運営」、「区役所への来訪者などと区職員のマッチングを行う受付とコンシェルジュ機能」、「区民が関わりやすい仕組みづくり」、「気軽に立ち寄れる居場所」、「区役所と区民などのミーティングの場を運営する」、「商店街、学校など地域と連携する取り組み」等をいただきました。基本理念であります「区民や市民活動団体と区が協働して、多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現する」を達成するために、「多様な人々が訪れ、交流する場をつくる」といった取り組みが求められています。このような取り組みを実現するため、誰もが関わりやすい仕組みの中でトライ・アンド・エラーや試行を重ねながら、組織や人を育み、進めていくことが必要であります。そのために 5 つの取り組みを示させていただきます。1つ目は、区民や市民活動団体、区などが運営に参画し、地域と連携する組織をつくります。また、施設全体の区民参画のあり方と併せて、緑化空間の持続的運営のために「グリーンコモン」を検討、試行していきます。2つ目は、令和元年度の区民交流スペースの提案書にも記載されておりました「つなぎ役」を設置し、地域のニーズに応じ区民、市民活動団体、区とのマッチングや交流など、様々な案内や相談対応などを試行していきます。3つ目は、新たに市民活動に参加する区民を増やすための普及事業、区民参加の文化事業、みどりを「育み、活かす」事業など、本庁舎等の整備に伴い建設される区民利用施設にて、区民が主体的に関わる事業を実施してまいります。4つ目は、誰もが使える憩える空間として、区民が日常的に立ち寄る居場所となるような空間をつくり、区民同士などのミーティングといった多様な体験ができる場を提供し、イベントなどの様々な企画を試行し、賑わいづくりの場としてのイメージを創出いたします。5つ目は、エリアマネジメントとして、商店街、教育機関、図書館など、地域資源と連携した事業を実施いたします。基本理念・基本方針等に関する説明は以上となります。

○曾田委員長：

非常に丁寧にまとめていただいておりますが、全体像を一目でご理解いただくのは難しい

かもしれないですので、頭に入りやすいよう整理します。本日、第4回検討委員会では「基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」についてご意見を出していただき、ここについては合意したいと考えています。ワーディング、つまり、どういった言葉を使うかということも含めて、本日決定するということです。運営組織については、本日も意見交換はしますが、本日決定ということではなく、次回に継続して議論する予定で取り組むということです。「基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」は3段階になっていますが、前回は基本目標といていたところを、目標は今の段階でつくりにくい、合意しにくいだろう、というご意見を考慮して、実現に向けた取り組みという、まずやること、といった表現になっています。

目標としては今年度中、第5回検討委員会の議論を経て、「総合運営計画」を策定することが目的です。したがって、本日はまず、前回よりバージョンアップした「基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」について、まだ足りない、ここを変えたほうがよい、といったことがあればご意見をいただき、最終的に「基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」の3段階のところまで、前半部分でご了解いただきたい、というのがこの会議での議題となります。3段階の構造、全体構造につきましてはp.7にあります。これをそれぞれブレイクダウンしたのがp.8～p.15になっています。まずp.7で、3段階で表現されている「基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」という全体を見ていただいて、この全体像でよいのか、実際の取り組みや方針に落とし込んでいくときにこのようなワーディングでよいのか、ということについて、ご意見をいただきたいということです。全体に関わることで部分に関わることでどこでも構いませんので、何かお気づきのことがあれば、出していただければと思います。

瀬川課長からの説明に付け加えまして、追加説明させていただきます。前回の第3回検討委員会に出てきておりました基本理念案は「輪(和)を拡げる」というものでした。これは第2回検討委員会あるいはそれ以前にさかのぼった様々な検討会の中で出てきたアイデアをそのまま取り入れてつくったものでした。私が考えるには、現在の世界状況も含めた社会の課題というものを、歴史的あるいは空間的拡がりのある課題として捉えた方がよいと思っております。歴史的、時間的な軸で言うと伝統から未来へ、空間的な軸で言うと地域から地球全体へ。区民の方々の生活の中で、どういうものが区の課題になるのだろうか、ということを中心に目配りして、バランスが取れるようにつくっていただいた、あるいはワーキンググループで相談しながら、このようにしてはどうか、とまとめた案でございます。そのへんの目配り、時間軸、空間軸での拡がりという考えた上でのご提案だと、ご理解いただければと思います。重点的に何を実現しようか、というところは方針を見ていただいて、「多様な人々の交流」は共生、「文化・芸術によって暮らしを豊かにする」は創造性ということを言っています。「みどり」で多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる」は持続可能性ということで、「共生」「創造性」「持続可能性」というようなキーワードをp.7で構成したという案になっています。最初に言いましたように、総合運営計画というのは、本日と第5回検討委員会の結果として、計画内容が決定される予定で進めて

おります。本日は運営計画が後から出てきますが、まずその前提として「基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」についてご意見をいただいて、どういう言葉を使うか、どんな表現にするかまで含めた議論決定まで持っていきたいと思います。活発なご意見をいただければと思います。

○吉澤委員：

p.16 以降の資料についてはどう扱われますか。説明の時間はその後ありますか。

○曾田委員長：

まずは「基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み」についてある程度ご意見をいただいて、決定をしたあとで、その後、運営組織について説明をいただき、議論していただきたいと思います。

○吉澤委員：

色々な意見を参照していただいたことがわかる素晴らしい内容だと思いますが、「(3) 区民が主体的に関わる、実施する」について内容に違和感があります。「市民活動の持続可能な発展のために…普及事業を促進する、実施する」とありますが、すでに区内ではあらゆる他の部署の方、他の活動の方がこのテーマのもとに、たくさんの活動をしていると思います。今回計画が決まったという表現を先ほどからされていますが、既に活動をしている皆さんにとってこの計画というのは、現在どれだけのインプットがあって、どれだけ共感があって、どんな評価が得られるのか、私は非常に気になります。つまり、決まったことをみんながどう受け止めるか、というフェーズこそが、この機能が本格的に信頼され、周りの人にやる気になっていただけるかにかかる重要な点なので、今後の進め方に関係すると思います。令和 5 年度以降の検討内容で、ブレイクダウンされた細かい実務的な内容が例として示されています。ここで決まった総合運営計画はみんなにとってどういうものなのかが非常に大事だと思います。その取扱いについて、きちんと今日決めなければならないと思います。また、総合運営計画自体の設定をいつまでにしなければいけないのか、条例を制定していく必要があると理解していますが、このタイミングで決めなくてはいけないという理由が明らかでない、今の進め方に対して合意するということが難しいです。もし今後資料をアップデートする計画があるならば、こういったスケジュールで動いているのかが、私たち委員にも区民にもきちんと示されたら良いと思います。

○曾田委員長：

吉澤委員のご質問にあった、総合運営計画自体をいつまでに決めるのか、条例はどうするのか、という点について今、答えられることをお願いします。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

総合運営計画の中では当然、スケジュールを含めて掲載させていただきます。条例改正もですが、実際は区民交流スペースも含めた設備につきましては令和 7 年度に完成します。その前の令和 5 年度に、区民会館が最初に竣工するというスケジュールです。それを鑑みますと、例えば条例改正にも 1 年ほど時間がかかり、議会と議論を進めていくことが必要です。指定管理か委託か、契約の関係の事務などを含めると、総合運営計画はスケジュー

ールも含めて今年度中に何とかまずは形にしたいというスケジュールで動いております。実際に始まるのは令和 7 年と少し時間がありますが、その間に条例改正についてもある程度時間がかかることを想定しているので、そういった形で計画については今年度中に成案していきたいと考えています。

○吉澤委員：

条例についてはどうあるべきと考えているでしょうか。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

条例として位置付けるか、もしくは規則として落とし込むか、2つのパターンがあります。その点についてはまさに悩んでいるところです。条例にするタイプ、規則にするタイプでも、大きなテーマとして、今回、区民の方々に使っていただくスペースを設けて設計しているので、その活動が制約されることがないように、というのが1つ目の課題です。逆に開館後、色んな活動があると思いますが、中立性を求めるようなご意見、例えば政治的、宗教的な活動での利用のご希望があった際へのご意見にどう応えられるか、というのが2つ目の課題です。我々としては、条例にしたとしても、規則にしたとしても、皆様が使っていただけるような形にできると思っています。これについては、計画をつくり、その考えに合わせて来年度中に、本年度の議論を踏まえて、そこから条例もしくは規則の改正という話で動いていきたいです。そのため、条例にするか規則にするか、というところで非常に悩んでいるところでございます。

○曾田委員長：

第一期工事、第二期工事の完成をにらんで、令和 5 年、令和 7 年という目標があるのですね。本年度中に総合運営計画を策定し、来年 4 月にそれが成案として、区の方で定められ、条例づくりあるいは規則づくりに取り掛かる、ということですね。

○吉澤委員：

条例策定についての期限はありますか。令和 5 年度中という認識で間違っていないでしょうか。今の基本的な考えは、改正ならば、既存の区民会館条例をベースに変えていこう、ということですか。区民会館というまず完成するところが動くためには、条例が新しくなっていないければ動かせない、運営ができない、といったところがあると思いますが。

○事務局・榎本区民交流・文化施設準備担当係長：

区民会館条例については新施設の条例とは別に、令和 5 年度に改正を考えています。新施設の条例ができていなければならないということではありません。区民会館条例の改正は準備を進めている段階で、新施設の区民交流スペースなどの条例についても、同時並行して検討して、それが規則になるのか条例になるのかの議論があります。令和 5 年 6 月に新施設の条例改正が必要ということではなく、早くて令和 5 年度中に条例制定が必要であるということです。複雑ですが、区民会館条例と新施設の条例、2つの条例があり、その2つの関係について議論が出ているところです。そもそも新施設の条例ができるのか、規則になるのか、というところも議論があります。

○吉澤委員：

今後の検討においても、条例等に追いついていかない限り、どんなに良いことを言っても運用が追いつかないということがあります。そういった意味で質問しました。今後、悩ましいところも含めてオープンにさせていただければ、こちらもなぜそれが間に合わないかということに関して、きちんとそういった事情があることを理解でき、期限にむけて着地することが選択肢に入っていくと思います。

○柴田委員：

2つ申し上げたいことがあります。1つは「汽水域」についてです。「汽水域」をここで採用し、基本理念等の中に入れて一部としていくということはわかりますが、3行目には「設計段階での検討会では」とあり、「提案されました」という言い方で「汽水域」が説明されています。この文章の書き方は、検討会で検討された、という説明だけであり、「汽水域」をどう取り入れていったのかが、下の段落と結びついていないように思います。あくまで、令和元年度の検討会の意見だという風に捉えられます。基本理念に書いていく、採用するならば、「提案された」ではなく、「汽水域とはこういったものです」という説明に変えていただきたいと思います。

もう1つ、「実現に向けた取り組み」の4つ目に「誰もが使える、憩える空間をつくる」とあります。このまま捉えると、「誰か来て、寝転んでいてもいいですよ」という風にも捉えられる可能性があると思います。以前からお願いしているとおり、「実現に向けた取り組み」に関する意見の中の「『ただ単に趣味の活動ではない取り組みが展開される場所である』という位置づけを盛り込んでいく」という意見が出ていて、私はそれに賛成ですが、今現在、三軒茶屋にある市民活動支援コーナーでは市民活動に関係ない方々、市民活動という概念に当てはまらない個人的な時間を過ごす方がかなり多いです。場所を一人で使う、排他的な活動で使う、という取り組みが展開されていることが事実です。新施設ではそういった部分が徐々に展開されることを避けたいという意見は前から出ています。そういうことをしてよいと誤解を受けないような言い方をしないと、そういう方が増えていく可能性があります。誰もが憩える空間はよい考えですが、そのベーシックな大前提として市民活動である、ということ、みんなで支え合い、交流し住みやすい暮らしを実現するための場所だということが、この記述だけを見る方にはわからないかもしれません。

○曾田委員長：

本日どのようなワーディングを使うかというところまでと申し上げましたが、一つ一つ細かいところまで、すべての内容を本日に決定しなければならないわけではなく、大枠が決まっていればよい、ということです。今の柴田委員のご指摘があったような個別のことについては、より適切なワーディング、言葉遣いを考えて微修正を加えていくことは可能であると思います。

○片切委員：

「誰もが憩える場」というと柴田委員のおっしゃったような懸念点もあるかと思いますが、「共生＝調和で相互に影響を与え合いながら、ただ単に趣味や活動ではない取り組みが展開される場所である」とあります。「汽水域」というと、流れのようなものが感じら

れ、その流れの中で出会った者たちの反応が起こる場をめざしているように思います。相互に影響を与え合い、という点は与えたいという気持ちが先に感じられ、「共生」＝「調和」というような形は、もともとある意識の高さを感じられ、汽水域のような流れを感じられないのではないかとこのように思いました。それだけでは、世田谷区内に多くいらっしゃる外国人の方等、多様な、属している団体がいない方の、「自分がやってみたいことを実現し、それが影響を及ぼすかもしれない」という可能性も消してはいけないと思います。やはりまだ絞らず、オープンに参加できる余地を残しておいたほうが現時点では良いのではないかとこのように思いました。

○大坪委員：

前回に引き続き、様々な意見が出ています。委員長が最初に大きな部分でも小さな部分でも、どちらについての論点でも構わないとお話がありましたが、ディテールの話とそうではない部分を構造的に捉えていくべきではないでしょうか。あるいは、まず体系図に関して異論はないのか意見を探る、といった形で話を進めていった方がわかりやすいのではないのでしょうか。

私自身は基本方針について意見書のようなものを提出しました。そこで、多様な人々の交流というのは交流施設なので当然のこととして良いのではないかと、という意見を申し上げました。

また、文化と芸術は1つにまとめず、分けたほうが良いのではないかと意見させていただきました。理由は省かせていただきます。

それから、みどりに焦点が当たるのは、私自身、世田谷みどり33協働会議という団体で活動もしており、嬉しいことではあります。しかし、今回の新庁舎のみどり率を言いますと34%と世田谷みどり33の量的目標は達成していることとなりますが、実際には世田谷区の道路面積は17%ほどあり、道路はほとんどグレーインフラで、そのみどり率はかなり低くなっています。それでも街路樹があるので10数%確保できています。それを考えれば、他の80数%の道路以外の部分は33%を上回るだけではダメということになります。非常にみどり率の低い道路部分をカバーしなくてはならないのです。そう考えると残念ながら新庁舎のみどり率は低いです。また、梅丘のうめとびあはグリーンアーキテクチャの代表的なものの1つと言えるでしょう。そう世田谷区も説明していますし、私もそう思います。しかし、今回の庁舎では壁面緑化も結局採用されませんでした。世田谷区は壁面緑化を、と呼び掛けているのにも関わらず、庁舎でやらなければ、一体誰がやるのでしょうか。本来は、庁舎でこそやらなければならなかったことでした。屋上庭園や広場はありますが、これでみどりの拠点と名乗るのは少し言い過ぎなのではないかと思えます。大きな視点で見れば、今、環境というのが大きな課題です。環境課題の中のみどりという位置づけであればよいと思います。そのため、みどりではなく環境というワーディングを提案しました。環境課題を取り入れる手段はあります。例えば、佐藤委員のところで行われている、本庁舎に植えられていたけやきの樹を活かす取り組みも、実際に新庁舎の内装や家具などにビルトインして活かします。また、世田谷区発のアップサイクルの取り組み

として衣類を素材としてごみ箱やプランター等の様々なものをつくる等、そういったことを新庁舎で積極的にやることは十分可能であり、意義のあることです。みどりに限らず環境というほうが良いのではないのでしょうか。実態を見ると、屋上庭園にしても植栽は樹木だけで草本類はありません。花壇がなければ、管理に関わるなど市民参加の手立てはなかなかありません。また、芝生が広くとられていてよいと思いますが、今年は自分の家の芝が枯れるという今までならばありえないことが起こりました。今年のニュースでロンドンやテムズ河上流にて干ばつ等が進んでいるとあり、芝を維持することはなかなか大変です。世田谷区でグリーンインフラと言いますと、豪雨対策ばかりが取り上げられがちですが、干ばつ等の問題も実際に現れてきているので、だからこそ、環境という大きな視点を持って、その中のみどりという視点を持つことが必要なのではないのでしょうか。芸術と文化について一言いいますと、芸術というのは創造性をという点で非常に重要ですが、芸術も文化も定義が難しいものだと思います。文化というのは、いろいろなものがあって深めていくもので、新庁舎で市民活動として広げていこうとしているもので、文言にもありましたが、単なる趣味でなく、ということで、その意味で芸術と文化を分けるのは一理あると思います。おそらく芸術・文化にするほうが、区の担当課としては取り扱いやすいメリットがあるかもしれません。みどりについても、みどり政策課は喜ぶけれども、そうではなく広い意味で捉えていかないと、グリーンインフラでは結局、豪雨対策のどこかのセクションが担当課となり、そちら方面主体で、もう一つの重要機能である生態系サービスの利用に関しての取り組みがおろそかに、弱くなるかもしれず、本来は両者ともに大事です。福岡先生の方がよくご存知だと思いますが、要するにヨーロッパ的定義でいくと生態系利用、アメリカ的定義でいくと豪雨対策はグリーンインフラですが、両方やることに意味があり、世田谷区の場合は2018年に豪雨対策行動計画というものと、みどりの基本計画の両方でグリーンインフラをうたっているのです、両者相まっつての形が大事で、他の分野でも同様のことが言えるのではないかと思います。

○曾田委員長：

基本方針・基本理念・実現に向けた取り組みの体系図のなかで、みどりを別の言葉に変えるというご意見で良いのでしょうか。

○大坪委員：

環境保全ではなく、環境に変えていただきたいと思います。担当課でいうところの環境政策部やみどり33推進担当部が行っていることや清掃・リサイクル部等を含めてです。

○曾田委員長：

みどりを環境に変えるというご提案ということで良いのでしょうか。

○大坪委員：

ワーディングはもう少し考えたいとは思いますが、結構です。

○曾田委員長：

文化と芸術との違いについては文化庁等でも議論されていることですが、現在の案では中黒（・）で分かれておりまして、芸術・文化というと広い意味で生活文化も入るという

ことで、両方を横断する時には文化・芸術と言っているのが現状だと思います。私は芸術文化に特化する必要はないと思います。

○福岡委員：

大坪委員のおっしゃるように、構造として基本理念・基本方針・実現に向けた取り組みがあり、大きな方針に合意することは可能でしょうが、細かいところは気になる点が多く出てくると思います。実現していくためには、議論する組織体制や、さらに詳細に区の中身がどうなっているのか等いろいろありますが、それらすべてを体系図に入れ込むことは難しいのではないかと割り切って、私は考えていました。

私は地域環境科学部に所属しておりますが、「環境」という言葉は捉えどころのない分かりにくいものです。みどりを「環境」という言葉に置き換えることもあろうかと思いますが、詳細な説明の中、組織体制や関連する政策等の中で説明していくことも可能かと思えます。

また、市民活動と一括りに言っても、柴田委員、片切委員から別々のご意見がありました。市民活動そのものの定義も難しく、日常的にふらっと行ってお茶を飲むことが市民活動ではないかという、日常的な活動と考えられることもありますし、日常活動プラスαで一緒に何かやってみるみたいな任意的な活動もあれば、がっつりと一つの目標に向かってお互い支え合いながらやる社会活動もあり、幅があると思います。市民活動そのものの定義が難しいと思います。

これらを考えつつ、今回、基本理念等の大括りの構造に合意して、それを表しているこのp.7の体系図に関して集中するのであれば、現在の図の書き方、図の整理の仕方は、理念があって、方針があって、落ちてきたものが取り組み、というように見えますが、もう少し図のつくりを変えることで見方も変わってくると思います。例えば「みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる」が5つの取り組みすべてにかかっているようにも、そうでないようにも見えます。もう少し、例えば、丸を基調として全体の基本理念に向かって一つ輪がある、というような見せ方もあると思います。一番重要なのは、この体系図を見て区民の方々が理解し、それに向かって我々が活動をしていこう、とまらないといけなないので、何のためにこの体系図を使うかを考えると、大きな構造や文言に集中したほうがよいのではないかと思います。

その中で気になった細かいところと言えば、取り組み(3)について、みどり33の拠点に程遠いという大坪委員のご指摘ももっともですが、今後、整理を進めていく中で、みどりに関しては様々な改善の余地がある、という話でもありましたので、「みどりを増やす活動が」という部分がみどり33の量的な話だと思いますが、区役所ではみどりの質的な話も押さえていかなければならないと思います。例えば、この部分を「みどりを活かした、住みやすい都市を育む」等の地域や都市にどうみどりを活かすか、今後、書き方を変えることもできるかと思えます。(5)にある「エリアマネジメント」は今回初めて出てきた言葉かと存じますが、「商店街」「教育機関」「図書館」の次に「公園緑地」を入れて、そこが世田谷区役所や企業等、さまざまな連携をしていく際にどういったところと関わっ

ていくのかという説明になるのではないのでしょうか。

区の基盤としてつくるみどりの話で、生物多様性や暑熱緩和、水の話とそこに关わる人の話の部分、人間関係資本や社会関係資本とみどりが絡まってくるところが、世田谷のみどりのこれからの一つの特徴である、というようなことを前面に出し、大坪委員のおっしゃるような生物多様性や暑熱緩和の話など広い環境のような話は、もう少し別の部署で、最初のところでは広場も木が3本ある程度ですが、屋上に関しては草本類を増やすなど、地域と連携する緑地との間で、大きな目標に向かって区役所主体では実現できなくとも、それを振り付けるようなこと、みどりについては細かく詰めたことを整理するのが良いのではないのでしょうか。ただ、全体に関しては、体系図や文言の中に全部入れるのは難しいところもあります。どこの部署かというのは後段の議論ですが、みどり政策課自体も施設緑化の役割がなくなり、距離を置いているように思います。

○大坪委員：

みどり33は、質的目標と量的目標と協働の3つを掲げています。生物多様性などすべてをここでやろうと考えていませんが、みどりの質をどう高めるかという点は量とは全く別の話です。量的には貧弱であっても質が高いことによって十分な満足を得られる、というのがみどりの特質であると思っており、みどりを増やそうという記述がありますが、私はみどり33の量的目標を掲げることには無理がある、やめたほうが良いとさえ思っているのです。増やすというならば、質的な部分を強調するのが良いかと思ひます。ワーディングの問題はもう少し変えたほうがよいと思ひます。

○曾田委員長：

福岡委員からご提案がありました全体の構造については了解した上で、それぞれ気になるところがあれば、意見票の形でいただいてもよろしいでしょうか。体系図が四角い表現になっており、それぞれの間の連携やバランス、関係性が取りにくいので、円を使った形に変更することはよろしいでしょうか。

「汽水域」について、「誰もが使える、憩える空間をつくる」ということに関して、違う意見があったということですが、基本理念に対する意見のところでは柴田委員からご懸念がありました。実現に向けた取り組みの全体の中に入れて考えてみると、そこに注意しないと全体に影響があるわけではなく、応用で対応できることではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○柴田委員：

5つの文章に関して、このまま進んでいくということでしょうか。「つなぎ役を設置する」という部分についても、この文章だけだと、ぶっきらぼうに感じます。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

そのあたりのワーディングを含めて、事務局で改めて答えさせていただきたいと思ひます。大きな構造としてはひとまずこの形でいかせていただき、表現についてはご意見をいただき、事務局で修正させていただきたいと思ひます。その他にもご意見がございましたら、事務局までメール等にて頂戴できればと思ひます。

○曾田委員長：

基本理念・基本方針の進め方は、ワーディングを含めご了解をいただいた、ということでもよろしいでしょうか。表現をより丁寧にするというご意見が反映される形で、事務局には考えていただきます。

○齋藤副委員長：

本日の配布資料はオンライン参加の委員には届いていますか？

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

メールで送付しております。

○齋藤副委員長：

柴田委員は p.14, 15 に「つなぎ役を設置する」についての説明がありますので、そちらをまずご覧いただき、その上で、説明に加えた方がよい内容、書き直した方がよい内容についてご意見をいただくのが良いと思います。

○曾田委員長：

皆さま、基本理念・基本方針・実現に向けた取り組みについて、骨組みについては合意をいただけたということで、表現の仕方については、今日以外にもまたご意見があれば、事務局にいただきたいと思えます。この後、運営組織について議論していただいて、第5回検討委員会で総合運営計画案に進めるような形で考えておりますので、運営組織について、このあと資料に沿って説明していただきます。

(3) 運営組織について

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

区民利用施設を運営していくにあたり、区としては運営委員会（仮称）の立ち上げを想定しています。今回のご提案にもつながりますが、運営委員会は区、運営事業者、区民、市民活動団体、学識経験者などがともに区民利用施設の運営に携われる場となります。なお、運営委員会とは別に、区民利用施設運営組織としまして、区民利用施設の貸館業務を中心に行う運営事業者と利用ルール等を規定する区の担当所管から構成される組織体がございます。運営委員会の役割といたしましては、運営組織から施設運営状況、事業実施状況、利用者の声を受けまして、区民や市民活動団体、学識経験者の意見を聞きながら、運営事業者や区も参加した上で協議し、利用方針策定、運用ルール変更や運営の改善等、区民利用施設がより使いやすく、良くなるように助言や指示を行ってまいります。この運営委員会が行う、「運営や利用についての協議」、「課題や改善事項についての協議」、「総合運営計画に基づく利用方針の策定」は、これからお示しする資料において、「施設の運営や利用について助言・指示」という形でお話します。

これからいくつかお見せする区民利用施設の運営パターンについては、まずはこの運営委員会の立ち上げを前提の条件としています。

先ほどご説明いたしました運営委員会に関しまして、区民や市民活動団体と区などが協

働していくために運営のパターンを4つに分類いたしました。詳細は各パターンの紹介の際にご説明いたします。運営委員会の欄に記載しております、施設の運営や利用についての助言、指示というのが先ほどご説明させていただいた運営や改善事項、利用方針の策定になります。この要件に加えて、運営委員会や運営事業者の役割、事業の実施スタイル、区民参加の方法など様々なパターンをお示しし、後ほど委員の皆様より意見をお伺いできればと思います。パターン①の方から順番にご説明させていただきます。

まず、パターン①をご説明いたします。運営委員会の役割は前提として施設の運営や利用についての助言、指示を行ってまいります。運営事業者の役割は、区民利用施設の運営と総合運営計画の理念を実現するための事業を実施します。この運営事業者の運営についても、区民が直接、施設運営に参加していただけるような仕組みを考えておりますが、この仕組みにつきましては複数のパターンが考えられますので、何パターンかに分けております。まずは、パターンAが一つの法人化された区民組織がすべての区民利用施設を運営するパターン。続いて、パターンBです。こちらが複数の法人化された区民組織がエリアや特性ごとにそれぞれの区民利用施設を運営するパターン。なお、この場合は複数の運営事業者をまとめて統括する機能が区や運営委員会にあると想定しております。最後にパターンCとしまして、区民利用施設の貸館業務など共通業務を担う事業者が全体統括を行い、その事業者が法人化された区民組織につなぎ役や植栽管理など特色のある業務を依頼するパターンになります。パターン①は法人化された区民組織があることが前提ではありますが、運営委員会の中で区民や市民活動団体などからご意見をいただきながら、運営事業者が区と一緒にあって施設と関わっていくことが特徴となっております。

○シアターワークショップ・山下

補足説明をさせていただきます。いくつか区民参加の深度によってパターンを分けています。今回は運営事業者＝区民組織ということで、区民参加の深さの違いはあるものの、区民参加の関わり具合によって、団体が行う役割が異なるということが、これらのパターンの特徴です。パターンAは市民活動センターなどで、NPOが単一の団体として受託し、指定管理や運営を担われています。また、新潟県長岡市のアオーレでは、貸館も事業もNPOさんが受けられていますので、そのようなものをイメージしていただければと思います。パターンBについては、区民会館の運営は重い役割であろうということがございますので、それを例えば、民間の事業者や公社にお任せをしつつ、区民交流施設やみどりの施設など特徴あるものについては、運営を区民の組織にお願いするということが考えられます。ただ、いずれにおいても、かなりのお金を要することになるので「法人化された」という言葉がついております。パターンCは、例えば、区民交流スペースの中に受け付けがあり、つなぎ役となる方がいつも座っていて、その方を委託する、というようなイメージで、何らかの業務をお願いするというパターンで考えております。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

ありがとうございます。続いてパターン②についてご説明いたします。運営委員会の役割

は施設の運営や利用についての助言、指示に加えまして、運営委員会が総合運営計画の理念を実現するための事業計画を策定し、それに基づく事業・イベントなどを実施します。運営事業者は、すべての区民利用施設の貸館業務を行います。また、この運営事業者とは別に、区民の方が施設運営に参加していただく仕組みを想定しております。すべての区民利用施設の貸館業務を除く、一部の特色ある業務、ここでは例として、区民交流スペースの受付・相談業務を市民活動団体等をお願いすることなどが考えられます。パターン②は、運営委員会が区民自治と協働・交流の舞台として区民利用施設が打ち出す事業を計画し実施できることに加えて施設運営における一部の業務においても区民の参加が可能である点が特徴です。

○シアターワークショップ・山下：

こちらのパターンは図の下から見ていただくと分かりやすいです。先ほどのパターン①の3番目、パターンCの一部業務からイメージしていただくと分かりやすいですが、一部の単一の団体にちょっとした業務をお願いする程度で、区民参加の度合いとしては限定的ではなかろうかというところから議論が始まったものでございます。そうであれば、どうしたら区民参加というものが促進できるのかということで、事業の実施主体を運営委員会側が担って、その人達がかかり負担は増えますが、事業実施に取り組むというパターンもあって良いのではないかと考え、お示ししました。細分化すると、一部の業務を委託するだけのパターン①におけるパターンCと、運営委員会が実施事業をやるというパターンと、また分けてみることもできるかもしれませんが、パターン①のアドバイザーボード的な位置づけの運営委員会と比べて、かなり区民参加の深度が高まり、仕事と同等のボリュームがあらうかと思えます。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

次にパターン③をご説明させていただきます。運営委員会の役割の方は、施設の運営や利用についての助言、指示に加え、総合運営計画の基本理念を実現するために事業を企画するとともに事業計画を策定します。さらに、市民活動団体などから提案を受けた事業などについて区民利用施設の利用方針に合致するかどうか等を選定し、事業計画に反映してまいります。また、策定した事業計画に基づくイベントの実施について、市民活動団体や個人、ボランティア、民間事業者などに依頼をしていきます。運営事業者の役割は、すべての区民利用施設の貸館業務を行います。こちらのパターン③は、運営委員会は事業実施主体ではありませんが、具体的な事業の企画・検討を行いまして、それを市民活動団体などが実施するところまで責任を負う仕組みになっております。また、事業やイベントの内容ごとにふさわしい市民活動団体などに依頼できることが特徴でございます。

○シアターワークショップ・山下：

先ほど運営委員会はお仕事レベルで仕事をしないといけないということをパターン②としてお示ししましたが、それが現実的ではないと判断する場合に、事業の全体計画を担うというのがパターン③でございます。こういった事業をするかの議論を運営委員会で行い、実施は協働できる相手を区内団体や、時には区外や民間の団体の可能性もありますが、

探すということになります。また、自分たちで考えるだけでなく、こういう事業をここでやって欲しいという市民活動団体などからのベクトルも当然あるだろうということをお示ししています。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

それでは、最後にパターン④でございます。運営委員会の役割は施設の利用や運営についての助言、指示に加え、運営事業者から提案された事業の企画書をもとに協議しながら、色々な企画案やアイデアを話し合い、事業計画を策定します。運営事業者はすべての区民利用施設の貸館業務と事業の企画書の作成、運営委員会で策定した事業計画に基づく事業やイベントを実施します。事業の実施にあたりまして、必要に応じて事業やイベントごとに、スタッフなどとして受付や植栽管理にご協力いただけないか、区民の方にも依頼をしていきます。こちらのパターン④はパターン③と同じく、運営委員会は事業の実施主体ではございませんが、事業者の方から提案された企画書をベースに、色々な企画案やアイデアを話し合いまして、運営事業者が事業を行う仕組みになっております。また、事業ごとにスタッフなどを依頼することで、新たな組織の組成にもつながっていくことが期待されると考えております。

○シアターワークショップ・山下：

区民参加の一番軽いパターンをお示ししております。運営委員会では、委員の方に案を出していただいて、運営事業者が企画書を出し、運営委員会がそれに対して意見する形です。実施主体は運営事業者になります。この段階で、この図が完結しても良いのですが、その他にも区民参加として、ボランティアが他にいても良いということで記入しています。このボランティアは他のパターンでも活用できますが、より緩やかな区民参加のパターンとしてこのパターン④を書いていますので、一緒に図式化させていただいております。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

こういった形で運営組織について何パターンか考えられますので、皆様からご意見をいただければと思います。

○曾田委員長：

パターンを①から④に分けていただいて、それぞれの特徴をご説明いただきました。正直、色々、複雑でわかりにくいということだと思いますが、p.27に「運営のパターン分け」という、パターンごとに一覧で示したフラットな表があります。これを見ると運営委員会の最初の役割というのは、一番上の「施設の運営や利用についての助言・指示」だということになっていて、パターン②、パターン③、パターン④は「施設の運営や利用についての助言・指示」に加えて、それぞれの仕事の部分が入ってくるというようなご説明でした。運営事業者が貸館業務を担うということは、パターン①から④まで共通しています。それから、区民参加の方法として運営委員会が一番下の段に①から④まで全部入っていますので、区民参加の方法として一つは運営委員会に区民が参加するということは、どの場合でも既定のこととして、ぜひこれをやりましょうということかと思いますが、それ以外の区民参加の方法は、色々なパターンが有り得るだろうということで整理していただ

いたものだと思います。これの良い点、悪い点や何かお気づきの点、他の事例をご存知であるとか、あるいはご自分の経験で上手くいく、そうではないとか、この試案に何かお気づきの点があれば、本日、自由にご意見を出していただき、課題について必要な調査等をしていただくようなことも必要になってくるかと思っておりますので、そのように進めていきたいと思っております。

○福岡委員：

まず、例えば、区が直轄で管理・運営をするというパターンもあるかと思うのですが、事業者を入れていくという前提があるのでしょうか。また、今回運営の対象としているものが、区民会館、区民交流スペース、広場と、タイプが異なるため、それらの運営は、実際は対象によって大きく違うと思います。今、そのバリエーションが多すぎて、実際に区が直轄で管理・運営するパターンというのがあるのかどうか議論されているのかという点と、区の意向は何なのかをまずは皆様に共有していただいた上で、議論した方が良いのではないのでしょうか。区としては直轄で運営したくないから事業者任せたいという話なのか、より良い区民参加の形、区民との協働の形を求めるとしてこれに行きついたのか、説明がないと分かりません。また、区のところには何も役割が書いていないのですが、区とは一体どこを指しているのか、それは生活文化政策部だけなのか、庁舎整備も入っているのか、もっと他部局との連携もあるのかということの方が分からなかったのですが、その前提や、ここに至った経緯を少し簡単に教えていただけると嬉しいです。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

現在の区の施設の中で、人員の状況等の理由から区が直営で運営していくことがなかなか難しいこともありますので、委託や指定管理の違いはあるかもしれないですが、運営事業者が入った形で運営をしていきたいと考えております。そのため、今回そういった形で運営組織についてのパターンを4つ提案させていただいております。区の部分について、実際に運営協議会を回していくのは、主幹となってまいります生活文化政策部が担っていくと考えております。ただ、様々な特色があるゾーンがあり、性質が異なってくるということは当然ありますので、関連部署として他の課に入らせていただくことも検討する必要があると思っております。

○曾田委員長：

先ほどの質問の中で、事業者は単独ではなくて複数ということも有り得るのかとありましたが、あり得るということで良いですね。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

その通りです。

○吉澤委員：

見出しとして、貸館業務、事業の企画・実施と実際の業務が書いてありますが、現段階で、区の中では業務の範疇、棚卸しみたいなものは、どの程度までご検討された上で、このパターンを考えてらっしゃるのかということを知りたいと思いました。つまり、役割分担というものを誰がするのかということです。運営委員会の実際の在り様が「汽水域」を体現

しているものであるのかということが、今回、我々がテーマにしているところだと思います。「汽水域」という言葉を見ますと、いままでは区民はボランティアに関わるということが、皆さまが一般的に想像するところであったと思いますが、そうではなく、参加と協働を実現するためには、ちゃんとした仕事でなくてはいけないというパターンもあり、これがひとつの汽水域だと思います。もう一つ、今、福岡委員からご質問があった区役所の方と区民の方の協働というのが、私が思っている中でいちばん「汽水域」として標榜されるべきであり、運営に生かされるべきだと思います。どんな業務のことをここで話題としているのでしょうか。会計等の業務管理というものを受託した側がやることになりませんが、それを各パターンの中でどちらがやるのか、といった、業務の棚卸しについて、どうお考えなのか教えていただけると助かります。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

様々なパターンを考えています。会計の事務的な業務等が出てくることは想定しておりますが、そういった業務は運営事業者に任せる方向で委託も含めた計上をしていくという方針です。具体的な棚卸しまでには至っていない状況ですが、吉澤委員がおっしゃったようにこの部分を含め、組織を考えるためには非常に必要なことであると思いますので、引き続き検討していきます。

○シアターワークショップ・山下：

貸館業務であれば、例えば、区民交流スペースであれば、その利用の受付や対応が事業者の役割として必要であると考えております。それが広場や屋上庭園を利用される市民活動団体がいらっしゃれば、その受付や対応が考えられますし、例えば、区民交流スペースを使って季節に合わせたイベントをするなど、運営事業者が自主事業ということで、イベントを企画して、その場を使うこと等も運営事業者の業務の一つとして想定されると考えております。パターン①に書かれている「つなぎ役など」に「特色ある業務の運営」とありますが、これは、令和元年度のワークショップの中で、区民交流スペースの中にカウンターがあり、区の職員も知っていて、地域のことにも詳しい方が常駐し、市民活動をやりたいと相談が来た時にそこで対応される、といったご意見をいただきました。運営事業者の中に入るのか法人化された区民組織になるのかという点ではありますが、そのような点も業務としては想定されるのかなと考えております。

○吉澤委員：

受発注について考えると、区から業者に業務が発注され、それとは別に運営委員会が意見するとなっておりますが、そのような形はうまくいかないのではないかとこのことをここで真剣に議論する必要があるのだろうと思うので、ここでは主体について、まず開示していただきましたが、受発注についても非常にポイントになるかと思います。そうすると、この業務を渡せる相手というのは、仕組みの中で決まっていくことになるので、先ほど条例に関して、ご質問しましたが、受発注についても明確にしていいただければと思います。

○曾田委員長：

私の方で気になっているのは、スケールが非常に大きい施設なので、普通の区民会館で受

け付けをすれば良いということではなく、提案を受けて判断すればいいということでもなくて、何のために活動するのかという意図的な目的を持った運用がなされなければいけないので、そういったスケール感を業務の棚卸しの中に加えていくのであれば、他の自治体の様々な規模の施設において、どのようなイベントが実際に行われていて、どういった体制で行われているのか、何人が携わっているのか、予算はいくらかなど実例を出していただいて協議するということが必要になるかと思います。本日の提案資料はパターンを示していただいたということで、議論を進めていく入り口としては良いかと思うのですが、業務の棚卸しを考えていくには、そういう実際の事例の想定がシミュレーションとして必要なのではないかと思います。総合計画の中に、それを入れなければいけないというわけではないでしょうから、次の段階でも良いかもしれませんが、少なくとも令和7年度の第2期の工事終了までにはそのような実際のイベントや、実施計画のシミュレーションが必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

来年度も含めて、具体的な検討も区民交流スペースが立ち上がるまで、色々、お知恵をお借りする場が必要になってくると考えております。例えば、ゾーンやテーマごとのワーキンググループや勉強会等、引き続きご相談させていただきながら進めていく必要がございますので、この検討の中でというよりは、細かい具体的な部分については、来年度も引き続き個別のテーマに分けて相談をさせていただきたいと思っております。

○曾田委員長：

今日初めて出てきた議題ですので、議論を深め、着地点を探すのが難しいですが、この件に関しては、初めてご覧になる委員の方もいらっしゃると思っておりますので、何かご意見がありましたら、いかがでしょうか。

○松本委員：

区民利用施設の位置付けについて質問があります。私は隣の国士舘大学で児童教育研究会という世田谷区の子どもたちと遊ぶイベントを企画・実施する団体で活動を行っていますが、区民利用施設を庁舎と公共の施設のどちらに位置づけても、そういった団体が利用できるのかどうかということをお聞きしたいです。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

区民利用施設につきましては、庁舎に規定する場合と、公の施設として区民会館などと同じような形とする場合の2つがあります。例えば、横浜市は庁舎の低層部にアトリウムというスペースがあり、庁舎という位置付けにしています。長岡市のアオーレ長岡という施設は庁舎から外には出ますが、地面が土間の様になっていて、上部に大規模な屋根がかかっています。外になりますが、その場所については公の施設と聞いております。ただ、その中でも様々な活動がなされており、我々としてはどちらに設定したとしても、この建築のコンセプトである「区民自治と協働の場」として、今までと違って色々な活動をしていただけると想定しております。その意味では、どちらに規定したとしても、お話しいただいた活動に使っていただけると思っております。政治活動や宗教活動の利用等、中立性と

いう部分で違いが出てくるのではないかという点で検討しているところではありますが、どちらであっても皆さまが活動できるような形にできると考えています。

○曾田委員長：

ご質問の件は、区民活動団体の利用を促進する形で考えたいということによろしいですね。規則を作ったり、条例を作ったりする必要はありますけれども、活動を促進するように考えるということを今、考えられているとのことでした。

○藤原委員：

パターンがどれという意見はないですが、区民が参加できるような形で従来にはない形を模索してくださった選択肢が提案されていると、非常に肯定的に受け止めています。区民のメリットを明確にした上でパターンを選んでいただきたいので、そういった意味では、先ほどあった小さなお仕事が区民に渡るということも非常に良い提案だと感じています。区民のメリットといった時に、今まで庁舎に来なかった区民が大多数いて、その方々がいかに交流して集まってくるかということも想像しながら決定していただきたいと思いました。いずれのパターンにおいても、運営委員会が大事な組織だと思っており、区民と団体、有識者と書いてありますが、対等に意見交換ができるようなところからチームビルディングをしっかりとっていくことが極めて重要であると思ひながら、拝見しておりました。

○細川委員：

事業内容や場所にもよるため、パターンについては一概には言えないかと思っております。ただ、今回、区民が参加するところを明確にくださったこと、特に、運営委員会という位置付けで区民が入っていくことが書かれていたのが良かったと思います。区民の受け皿やサポートとして運営組織をしっかりと区と事業者がやっていただけるということも良いのではないのでしょうか。1点質問になりますが、パターン①はA、B、Cという形で3形態ありますが、ここに法人化された区民組織とあります。おそらく、区民組織に運営を促していくということだと思ひのですが、これは既存の運営組織なのか、それとも新たに区民組織を世田谷区として作っていくという形なのか、どちらでしょうか。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

この区民組織を法人化するというのは、区民利用施設の運営を行っていくということで、会計の部分など、お金の部分も含めて、お願いするのであれば、やはり法人化された区民組織とさせていただきますということで記載しております。法人化された区民組織を区として作るということは想定していませんが、お願いする区民組織としては法人化されたところになるだろうと考えておりますので、この形で表現させていただいております。

○細川委員：

区内には運営できる区民組織が多々あるという認識で大丈夫でしょうか。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

それも含めてご意見をいただきたいと考えています。

○曾田委員長：

事業の規模や中身等が見えていないので、施設ごとにプランニングが必要かと思います。かなり時間がかかるのではないのでしょうか。

○大坪委員：

先ほどの補足をすれば、複数の事業者、ジョイントベンチャー＝JVを構成する例として、桜丘の農業公園では、小さな市民団体出身の法人4団体によるJVでの運営がされ、新たな形として生まれています。委員会等が関わる形がまさしく「コモンの」にやっていくことになるので、こういったことを検討しているのであれば、理念・方針等のどこかに「コモンのな運営」といったことを入れると良いのではないのでしょうか。「社会関係資本を充実させる」等の目的も、記入して良いのではないのでしょうか。専門的な言葉も、世田谷であれば使用しても良いのではないのでしょうか。運営委員会がイニシアティブをとることが重要であると思うので、その部分を入れておけば良い理念になると思います。

○柴田委員：

どのパターンの運営になっても、基本理念に沿う必要があり、区民のやりたいことを叶える場であるということを保証する必要があると考えています。運営委員会が意見を言うだけでは悪影響を与えかねず、運営委員会が区民をどう支援していくのか、ということを考え、提案していく立場を貫くことが重要であると思います。運営事業者は、運営に徹し、ハード面で区民のやりたいことをフォローするような事業者が良いのではないかと思います。

○福岡委員：

広場と屋上庭園、区民交流スペース、区民会館はそれぞれ別の運営体制になっていくのかと思いますが、場所のデザインの話とマネジメントの話はセットだと思いますので、どの場所でどのようなイベントができるのか考えていくことになると思います。区内に様々なエリアマネジメントがありますが、その中で、自主事業として広場で稼ぐようなイベントを認めるかどうか、というのが今までなかったような議論になると思います。区民をサポートするような事業とは別に、「収益を上げるような事業であれば、運営事業者が実施するのか」、「例えば500円以内であれば非営利とすることが、適正であるかどうか、運営委員会で議論する」、「ファンを育てる」等、公園ではこの3つのスキームで行うことが多く、対象ごとのスキームと、それぞれがどう相互作用するのかを考えることが必要になると思います。広場と会館の連携がなかなかできないので、それができれば汽水域にも近づくのではないかと思います。事業者の募集の際に、マネジメント戦略や計画を伝えられるようにしないとイケません。予算を公的なことに運用することができず、一般財源化されてしまっている自治体もあるので、そういった部分が条例に関係してくるでしょう。ICTの検討など、デジタルの力を使って気軽に参加できる、というようなこともこれまでの検討委員会ではあまり話されていませんでしたが、そういった議論もできるのではないかと思います。

○曾田委員長：

対象別のスキームの連携を行う中で、運営委員会は全体に対するひとつの司令塔となる

ので、やはり重要だと思います。

○和地委員：

今まで見たことのない使われ方をする施設になるので、イメージを具体化しづらいです。実際に使ってみる中でいろいろなことが起きると思います。実際に使い方を見せていくことが重要です。「コンサートを主催してみませんか？」と呼びかければ、やってみたい方が現れるかもしれません。こういったことをよく考えてきた検討委員会のメンバーのような方々が実際に使い方を見せていけば、良い活動が生まれてくるのではないかと思います。

○古森委員：

ICTの話に関連して、大学に、アプリで貸出を予約することができるボックス型の部屋があります。そういったシステムもあると、管理もしやすいと思いました。

○曾田委員長：

第5回の検討委員会で、本日のご意見を踏まえて、総合運営計画の素案を作ってくださいますので、そこでまたご議論をいただくということで良いでしょうか。

○齋藤副委員長：

世田谷区には中間支援組織が多くあると思いますが、それらの組織は運営委員会の中にある「区民組織」に含まれているのでしょうか。

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

この図は概要としてお出ししているため、具体的に限定するものではありませんが、「区民利用施設運営組織」の部分も、区内の中間支援組織の力を借りることも含め、検討していきます。

○齋藤副委員長：

全くゼロから何かが始まるのではなく、これまで区内で活動されてきたことが、新しい施設で発展していくことになるのではないのでしょうか。大坪委員のおっしゃったJ V等も次の展開のために必要になることだと思います。細川委員のおっしゃった「組織のチーム力」ということも重要かと思います。今回は活動のイメージも含めた議論ができれば良いです。「まもりやまテラス」という小学校の跡地を地域の方々が工夫して運営している施設があり、どうやって運営し、どんなスペースを作っているかを併せて議論され、組織運営がリニューアルされながら行われているので、参考になるのではないかと思います。

○柴田委員：

中間支援組織について、市民活動推進課もかかわっているネッティ（世田谷市民活動支援会議）という、中間支援組織のネットワークがあります。まもりやまテラスにも関わっている世田谷トラストまちづくり等、様々な活動を支えている団体が6団体ありますので、ぜひ関わっていただき、つなぎ手となっていただきたいと思います。

（4）第2回ワークショップ結果報告

○シアターワークショップ・山下：

前回の検討委員会でご意見をいただき、テーマを『『いつでも使いやすい』を考えよう』に変更しました。広場や区民交流スペースの使い方や、使用するにあたって必要なもの、団体等について深掘りする形で検討いただきました。色々な人と意見交換したいというご意見があったので、ワールドカフェ形式で行いました。

(5) 第3回ワークショップ検討内容

○シアターワークショップ・山下：

第3回ワークショップでは「新施設開館後の関わり方を考えよう」というテーマで、参加者たち、施設の運営や利用にどのように関わりたいか、そのためには何が必要かといった視点で検討していただきます。

(6) 第5回検討委員会ご案内

○事務局・瀬川市民活動推進課長：

第5回検討委員会は、令和5年2月27日（月）の18時30分から20時30分を予定しています。会場は区役所第一庁舎5階庁議室となります。12月21日（水）もしくは23日（金）の夜18時頃から、これまでの検討委員会の内容に関して、委員の方と区長との意見交換会を実施したいと考えています。詳細はメールにてお送りいたします。

○曾田委員長：

他に何かあるでしょうか

○吉澤委員：

委員長からご提案いただいた事例に関して、横浜や長岡等、規模の面で参考になる場とは別に、区内での事例を整理していただきたいと思います。区内で行われていることのマインドをこの規模でどう反映するか、という議論ができればと思います。

閉会